

認知症サポーター
養成講座

対 市内在住または在勤の方
時 12月5日(木) 午後1時30分
～3時

場 市役所22AB会議室
内 認知症を理解し、本人やその家族を支援する認知症サポーターを養成
定 30人(先着)

申 12月2日(月)までに、長寿課(☎65・2120)へ。

市遺児手当

11月期分(10月分)を11月29日(金)に振り込みます。ご確認ください。

他 支給日を隔月末日(末日が土・日曜日、祝日の場合はその前日)に変更

問 子育て支援課(☎65・2109)

県遺児手当

11月期分(8月～10月分)を11月25日(月)に振り込みます。ご確認ください。

他 支給日を隔月25日(25日が土・日曜日、祝日の場合はその前日)に変更

問 子育て支援課(☎65・2109)

その他

12月10日は「人権デー」

毎年12月10日は「人権デー」で、12月4日～10日は人権週間です。10月下旬から人権週間にかけて、人権擁護委員が市内の小・中学校で人権教室を行っています。

●12月の人権相談

日時、場所などは、28ページをご覧ください。

●佐久島特設相談所開設

時 11月27日(水) 午後0時40分～2時40分

場 佐久島開発総合センター

相 談 内 容 いじめ、差別、虐待など、人権に関わる問題

相 談 員 人権擁護委員

●人権優秀作品展示会

時 12月3日(火)～13日(金) 午前8時30分～午後5時

※13日(金)は午後4時まで
場 市役所市民ロビー

内 「第46回人権を理解する作品コンクール」の入賞作品

や、市内の小・中学生のポスター、書道、標語などの応募作品を展示

問 市民課(☎65・2100)、名古屋法務局西尾支局(☎57・2622/熊味町)

おわびと訂正

広報にしお11月1日号10ページ中村市長のちょっと聞いてよの記事中、「御城印」のルビに誤りがありました。正しくは次のとおりです。おわびして訂正します。

御城印(ごじょういん)

人権擁護委員に神田氏と野澤氏を再委嘱

任期満了に伴い、法務大臣から神田以登子氏と野澤甲司氏が再委嘱されました。任期は3年です。

●人権擁護委員とは

人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市長が地域住民の中から推薦し、法務大臣が委嘱した方です。

問 市民課(☎65・2100)

事業説明会

時 11月27日(水) 午後6時30分

場 福地ふれあいセンター

内 西三河南部地区新設特別支援学校(仮称)整備事業と西尾市新学校給食センター建設事業に係る説明会

問 教育庶務課(▼特別支援学校：☎65・2194▼学校給食センター：☎65・2173)

情報通信

■裁判員候補者名簿記載通知を送付

裁判員候補者は、市町村の選挙人名簿に登録された20歳以上の方の中から選ばれます。2年の裁判員候補者に選ばれた方には、11月中旬に最高裁判所が通知文を送ります。裁判員に選ばれる可能性があることを伝えるもので、すぐに裁判所に来ていただく必要はありません。通知文を受け取り、調査項目に該当する方は、同封の調査票を返送してください。
問 名古屋地方裁判所岡崎支部裁判員係(☎0564・51・8428/岡崎市明大寺町)

■飲食店・事業所における受動喫煙対策説明会

時 12月9日(月)午後2時～4時 場 西三河総合庁舎(岡崎市明大寺本町) 内 2年4月1日の改正健康増進法全面施行に向けた、飲食店・事業所向け受動喫煙対策の説明会(▼無料) 申 県健康対策課のホームページから申し込み可 問 西尾保健所(☎56・5241/寄住町)

■個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

▶納期限/12月2日(月)▶納付方法/8月に納付書を送付しました。銀行や農協、漁協、ゆうちょ銀行などの

金融機関、コンビニ(納付書の納付金額が30万円以下のものに限る)などで納付してください。Pay-easy対応のインターネットバンキングまたはATM、インターネット環境でのクレジットカード、スマートフォンアプリ「PayB」でも納付可 問 県西三河県税事務所県民税・事業税第二グループ(☎0564・27・2713/岡崎市明大寺本町)

■国の教育ローンのご案内

高校・大学への入学時や在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度。お子さん1人当たり350万円以内を固定金利(年1.66%/元年11月1日現在)で利用可。在学期間中は利息のみの返済可 問 教育ローンコールセンター(☎03・5321・8656)

Door to the environment

環境のとびら

31

愛犬と楽しく暮らすために ルールを守って正しく飼育

責任を持って飼ってね

愛犬家の皆さん、知らず知らずのうちにルール違反をしていませんか。ルールを守って、犬も人も楽しく快適に暮らしましょう。



はな子さん

鑑札と注射済票を必ず首輪などに着ける

犬を飼い始めるときや引っ越しをしたときは、必ず市町村に届け出てください。届け出たときに交付される「鑑札」や狂犬病の予防接種をしたときに交付される「注射済票」は、首輪などに必ず着けてください。鑑札には登録番号が記載されているため、迷い犬の飼い主を探すときに役立ちます。狂犬病の予防接種は毎年受け、注射済票をその都度交換してください。



注射済票

鑑札

犬だと思っても、犬が苦手な人を不安にさせたり、他の犬をかんだりすることもあるかもしれません。散歩のときは必ずリードを付けてください。また、首輪やリード、鎖などは定期的に点検し、突然破損して犬が逃げ出さないようにしてください。

フンを放置しない

散歩中などに飼い犬がしたフンは、必ず持ち帰って処分してください。フンを踏んでしまったり悪臭が広がったりして、周りの方の迷惑になります。また、フンは廃棄物の一種であるため、フンの放置は不法投棄になります。町内会を対象に、フン害防止の看板を無料で提供しています。必要な場合は町内会で申請してください。

放し飼いしない

塀や柵の中で飼う場合などを除き、犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。おとなしい

火災の原因になり危険です

野焼きは禁止

野焼きは原則禁止となっています。空気が乾燥すると、枯れ葉や落ち葉などのごみの焼却が原因で建物や周囲に火が燃え広がり火災が発生する危険性が高くなり、臭いや煙、灰などが周囲の迷惑になります。



ごみは自分で燃やさない

枯れ草などのごみを屋外で焼却しないでください。家庭の枯れ草や落ち葉などは市のごみ回収に出し、農作業で出た作物残渣などは田畑にすき込んでいただくか、クリーンセンターに持ち込んでください。

枯れ草は早めに処分

枯れ草を放置すると、火災が起きた時に引火してしまうこともあり、大変危険です。自宅以外の空き地などにある枯れ草も忘れずに処分してください。

問環境保全課 (☎34・8111/クリーンセンター内)、市消防本部予防課 (☎56・2143)